

# 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針

## 1. 指針の目的

地球温暖化、資源の濫用、廃棄物の累積といった地球規模の環境問題に関心が高まるなか、住宅分野においては、環境に負荷をかけず、いつまでも心地よく愛着を持って長く住み続けられる「人や環境に優しい良質な住宅ストック」を形成することが求められている。

木材は、植林と伐採により再生産が可能であり、加工に要するエネルギーが少なく、成長の過程で二酸化炭素を吸収・固定化するほか、人の心や体を癒したり調湿効果もあることから、木造の住まいは人や環境に配慮した住宅といえる。また、地産地消<sup>\*1</sup>、循環型社会の形成の観点に加え、県内の森林を適正に管理し県土の保全などの森林の多面的機能を確保していくうえで、県内産木材を有効に活用していくことが喫緊の課題となっており、木材消費の最も大きな市場である住宅産業に大きな期待が寄せられている。

一方、住宅産業は工業化や多様化が進むなかで、木造軸組住宅は日本の気候風土に培われてきたとともに、増改築がしやすく維持管理が容易で長く住み続けられることに適した住宅である。

このため、県内産木材や地場産自然素材などを活用した良質な木造軸組住宅を『滋賀らしい環境こだわり住宅』と位置づけ、地域の林家・木材供給者、大工・工務店および建築設計士などの地域の木造住宅供給関係者の連携・協働によって整備促進を図ることとし、その整備のために配慮すべき事項を定めるものである。

## 2. 適用範囲等

この指針は、『滋賀らしい環境こだわり住宅』を主として新築する場合に、国が定める「長寿命木造住宅整備指針」を踏まえたうえで、重点的および付加して配慮すべき事項を示すものである。

なお、この指針を利用するにあたっては、地域の地理的、社会的特性を考慮して、整備の方法等を十分に検討するものとする。

## 3. 住まい手が満足する住まいづくりを推進するにあたって配慮すべき事項

県民がより満足度の高い住まいが得られるようにするため、以下のような措置を講じること。

### (1) 地域の木造住宅供給関係者の連携・協働

#### イ. ネットワークの形成

林家・木材供給者、大工・工務店および建築設計士など地域の木造住宅供給関係者によるネットワークを形成し、『滋賀らしい環境こだわり住宅』の整備に関するノウハウの共有を図ること。

#### ロ. 『滋賀らしい環境こだわり住宅』に関する情報等の提供

住まい手に『滋賀らしい環境こだわり住宅』に不可欠な県内産木材等の多用、環境への配慮、健康への配慮などの必要性や要望に応じた住まいづくりに関する情報を提供するとともに、相談しやすい体制の構築を図ること。

#### ハ. 住まい手が住まいづくりに参加できる工夫

『滋賀らしい環境こだわり住宅』に対する理解と愛着を深めるため、勉強会の開催、住まい手による計画づくり、材料選び、部分施工、現場チェックなど、住まい手も参加する住まいづくりの工夫等を行うこと。

### (2) 公的支援の対象となる住宅性能の確保

住宅金融公庫などの公的融資が受けられる住宅仕様の確保に努めること。

#### 4. 『滋賀らしい環境こだわり住宅』の整備にあたって配慮すべき事項

##### (1) 環境への配慮

循環型社会を形成するとともに、環境への負荷の軽減に配慮した木造軸組住宅とするため、以下のような環境への配慮に関する措置を講じること。

##### イ. 滋賀県産木材等の多用

間伐材も含めた県内産木材や地場の自然素材を、構造材や造作材、仕上げ材等にできる限り多く使用すること。

##### ロ. 住宅の長寿命化<sup>※2</sup>への対応

###### ○物理的長期耐用性と安全性の確保

雨水、結露、地面からの湿気等に起因する木材の腐朽や蟻害、金物の錯、基礎コンクリートの中酸化等による構造躯体等の劣化の軽減を図ること。

地震、風圧、積雪等に対する構造上の安全性を確保するとともに、火災に対する安全性の確保に努めること。

###### ○維持保全性・更新の容易性の確保

設備配管等の交換、補修、清掃等が、構造躯体に影響を及ぼすことなく容易に行える工夫等を行うこと。

一般流通もしくは地域で供給可能な部品・部材の活用や、モデューラーコーディネーション（住宅の各部の寸法がモジュール（基準寸法）に当てはまるようにすることをいう。）の採用等に努めること。

###### ○可変性の確保

家族構成や生活様式の変化といった使用形態の変更に伴う改修等へ容易に対応できるように、ゆとりのある大きな空間の確保、続き間にみられる複数の部屋の一体利用を可能とする工夫等の長く住み続けられる平面・断面・設備計画等を採用すること。

身体機能が低下した場合においても移動や介助がしやすいように、間取り、浴室・便所・寝室の面積、廊下・出入口の幅員、階段の安全性等の確保に努めること。

##### ハ. 省エネルギーへの対応

###### ○断熱性・気密性の確保

室内における冷暖房のエネルギー使用量をできる限り抑えられるように、適切な断熱・気密性を確保する構造とすること。

###### ○自然エネルギーの有効活用日照や通風を十分活用できるよう、住宅配置、平面、外構等の計画や構法を採用すること。また、太陽光や風力などの新エネルギーの活用に努めること。

###### ○エネルギー効率のよい設備機器の使用冷暖房、給湯等の設備機器の選定に際しては、省エネルギーに配慮した機器の採用に努めること。

##### 二. 資源の有効活用

建設段階及び維持管理段階において、できる限りリサイクル資材や再生資材、再利用や再使用が容易となるものの活用を図るとともに、雨水等の活用、節水に配慮した機器の採用に努めること。また、建設副産物や廃棄物を抑制するよう努めるとともに、発生したものは再利用するよう努めること。

##### (2) 周囲の景観との調和への配慮

美しい琵琶湖や緑濃い山力の自然景観を守り、のどかな田園景観や集落の落ち着いたたたずまいを伝えるとともに調和のとれた魅力あるまちなみをつくるため、以下のような周囲の景観との調和への配慮に関する措置を講じること。

イ. 地域の風土や景観に調和した工法、素材等の採用

地域の地形、気候、生活様式等に則し、長期にわたり良好な居住環境が維持され、経年とともに風格が備わっていくような住宅配置、形態、意匠、色彩、素材等の採用に努めるとともに、地域を特徴づける地場産素材等の活用に努めること。

ロ. 周辺緑化と樹木等の保全

景観ならびに敷地内の微気候<sup>※3</sup>を形成するよう植栽や生垣を設置するとともに、敷地内に生育する樹木はできる限り残し、敷地内緑化に努めること。

(3) 健康への配慮

住まい手が健康で快適に生活できる環境を確保するため、以下のような健康への配慮に関する措置を講じること。

イ. 防露・防かびへの配慮

居室の通気・換気性を確保し、また調湿機能を持つ素材を活用すること等によって、結露やかび等の発生を防止すること。

ロ. 室内空気汚染の防止<sup>※4</sup>

内装材は木材等の自然素材を多用するとともに、防腐・防蟻剤、接着剤などについても人体に有害な物質をできる限り含まないものを採用すること。

※1 地産地消：地元生産・地元消費の略。地元生産されたものを地元で消費すること。

※2 住宅の長寿命化：住宅をできるだけ長く使うことができるようにすること。

※3 微気候：日照・日陰の違いによる温度差の変化や、地表の温度差による風向の変化等、局地的な環境変化によって生じる気象現象。

※4 室内の空気汚染防止：いわゆるシックハウス対策の一つの方法を指す。